

令和 8 年

第 3 回 山 口 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案



目 次

(予 算)

議案第 1 号	令和 8 年度山口市一般会計補正予算 (第 2 号) .....	1
議案第 2 号	令和 8 年度山口市国民健康保険特別会 計補正予算 (第 1 号) .....	5
議案第 3 号	令和 8 年度山口市後期高齢者医療特別 会計補正予算 (第 1 号) .....	9
議案第 4 号	令和 8 年度山口市介護保険特別会計補 正予算 (第 1 号) .....	1 3

(条 例)

議案第 5 号	山口市職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例 .....	1 7
議案第 6 号	山口市職員等の旅費に関する条例の一 部を改正する条例 .....	1 9
議案第 7 号	山口市税条例の一部を改正する条例 .....	2 3
議案第 8 号	山口市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例 .....	3 3

(事 件 議 決)

議案第 9 号	消防ポンプ自動車の取得について .....	3 5
議案第 10 号	高規格救急自動車の取得について .....	3 7
議案第 11 号	山口市立小学校教育用コンピュータの 取得について .....	3 9

(報 告)

報告第 1 号	損害賠償の額を定めることに関する専 決処分について .....	4 1
報告第 2 号	令和 7 年度山口市一般会計繰越明許費 繰越計算書の報告について .....	4 3
報告第 3 号	令和 7 年度山口市一般会計事故繰越し 繰越計算書の報告について .....	5 3
報告第 4 号	令和 7 年度山口市後期高齢者医療特別 会計繰越明許費繰越計算書の報告につ いて .....	5 7

報告第 5 号	令和 7 年度 山口市 介護保険特別会計 繰越明許費繰越計算書の報告について……………	6 1
報告第 6 号	令和 7 年度 山口市 水道事業会計 予算繰越計算書の報告について……………	6 5
報告第 7 号	令和 7 年度 山口市 簡易水道事業会計 予算繰越計算書の報告について……………	6 9
報告第 8 号	令和 7 年度 山口市 公共下水道事業会計 予算繰越計算書の報告について……………	7 3

## 議案第1号

令和8年度山口市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度山口市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ191,034千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94,685,943千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月8日提出

山口市長 伊藤和貴

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	15,369,912	90,503	15,460,415
	1 国庫負担金	11,856,518	86,416	11,942,934
	2 国庫補助金	3,472,663	4,087	3,476,750
17	県支出金	8,217,031	21,100	8,238,131
	2 県補助金	3,229,850	21,100	3,250,950
21	繰越金	1	79,431	79,432
	1 繰越金	1	79,431	79,432
	歳 入 合 計	94,494,909	191,034	94,685,943

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	13,711,770	2,640	13,714,410
	1 総務管理費	11,861,766	1,620	11,863,386
	2 徴税費	845,503	480	845,983
	3 戸籍住民基本台帳費	672,483	360	672,843
	4 選挙費	221,208	60	221,268
	5 統計調査費	45,607	60	45,667
	6 監査委員費	65,203	60	65,263
3	民生費	37,142,632	144,069	37,286,701
	1 社会福祉費	16,636,610	1,620	16,638,230
	2 児童福祉費	17,711,629	22,960	17,734,589
	3 生活保護費	2,794,393	119,489	2,913,882
4	衛生費	7,470,918	37,365	7,508,283
	1 保健衛生費	3,769,102	420	3,769,522
	2 清掃費	3,701,816	36,945	3,738,761
6	農林水産業費	3,726,848	480	3,727,328
	1 農業費	2,290,625	480	2,291,105
7	商工費	3,193,675	360	3,194,035
	1 商工費	3,193,675	360	3,194,035
8	土木費	7,074,903	1,020	7,075,923
	1 土木管理費	322,043	240	322,283
	2 道路橋りょう費	2,217,247	360	2,217,607
	5 都市計画費	3,679,786	180	3,679,966
	6 住宅費	455,152	240	455,392
9	消防費	3,482,800	4,140	3,486,940
	1 消防費	3,482,800	4,140	3,486,940
10	教育費	6,682,710	960	6,683,670

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 教育総務費	401,244	180	401,424
	4 幼稚園費	346,991	60	347,051
	5 社会教育費	1,179,419	720	1,180,139
	歳 出 合 計	94,494,909	191,034	94,685,943

議案第 2 号

令和 8 年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度山口市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 8 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8, 5 2 7, 5 0 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 8 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	繰入金	1,463,569	180	1,463,749
	1 一般会計繰入金	1,435,372	180	1,435,552
	歳 入 合 計	18,527,326	180	18,527,506

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	320,798	180	320,978
	1 総務管理費	270,941	180	271,121
	歳 出 合 計	18,527,326	180	18,527,506



議案第 3 号

令和 8 年度山口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第  
1 号）

令和 8 年度山口市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、  
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6 0 千円を追加し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 5 9 5, 3 7 4 千円と  
する。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに  
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」に  
よる。

令和 8 年 6 月 8 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	1,069,023	60	1,069,083
	1 一般会計繰入金	1,069,023	60	1,069,083
	歳 入 合 計	4,595,314	60	4,595,374

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	139,502	60	139,562
	1 総務管理費	111,452	60	111,512
	歳 出 合 計	4,595,314	60	4,595,374



## 議案第 4 号

令和 8 年度山口市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度山口市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 8 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8, 8 2 3, 0 9 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 8 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7	繰入金	3,301,968	180	3,302,148
	1 一般会計繰入金	2,951,368	180	2,951,548
	歳 入 合 計	18,822,910	180	18,823,090

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	496,865	180	497,045
	1 総務管理費	304,956	180	305,136
	歳 出 合 計	18,822,910	180	18,823,090



## 議案第 5 号

山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

### 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

山口市職員の給与に関する条例（平成 17 年山口市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項第 2 号ア中「4 万 9, 000 円」を「4 万 4, 000 円」に改め、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 1 箇月につき、5, 000 円を超えない範囲内で 1 箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

### (給与の内払)

- 2 この条例による改正後の山口市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、この条例による改正前の山口市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 6 号

山口市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日 提出

山口市長 伊 藤 和 貴

山口市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

山口市職員等の旅費に関する条例（平成 17 年山口市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 18 条関係）

区分	宿泊費基準額（1 夜につき）
北海道	15,000 円
青森県	12,000 円
岩手県	10,000 円
宮城県	12,000 円
秋田県	11,000 円
山形県	10,000 円
福島県	9,000 円
茨城県	11,000 円
栃木県	11,000 円

群馬県	12,000円
埼玉県	16,000円
千葉県	17,000円
東京都	21,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	10,000円
福井県	10,000円
山梨県	13,000円
長野県	13,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	12,000円
愛知県	12,000円
三重県	12,000円
滋賀県	11,000円
京都府	20,000円
大阪府	16,000円
兵庫県	17,000円
奈良県	12,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	9,000円
島根県	12,000円

岡山県	14,000円
広島県	14,000円
山口県	9,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	12,000円
高知県	12,000円
福岡県	17,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	13,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	11,000円
鹿児島県	11,000円
沖縄県	12,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令を発する旅行及び旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命令を発した旅行及び旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行

日前に旅行命令を発し、かつ、施行日以後に当該旅行命令の変更をする旅行については、改正後の別表の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

## 議案第 7 号

山口市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

### 山口市税条例の一部を改正する条例

山口市税条例（平成 17 年山口市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に

掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が

８５万円以下であるものに限る。)を有する者

第３６条の３の３第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第４８条の９の７の３」を「第４８条の９の８」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に」を「同条第１項の規定による申告書に」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を提出する」を「同条第１項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第３１４条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第６３条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては２０万円」を削り、「１５０万円」を「１８０万円」に改める。

附則第６条中「から令和９年度まで」を「以後」に改める。

附則第７条の３第１項中「令和２０年度」を「令和２５年度」に、「令和７年」を「令和１２年」に改める。

附則第７条の４中「又は附則第２０条第１項」を「、附則第１９条

の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「附則第9条の2」を「附則第9条」に改める。

附則第9条中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」と

あるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）並びに附則第9条及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(3) 附則第 7 条の 4 の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）

及び附則第 19 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 3 項及び第 5 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の山口市税条例（以下「新条例」という。）第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の山口市税条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 16 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 16 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 17 項に規定する特例既存住宅及び同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等

をした家屋（同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 17 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 6 項に規定する認定住宅等（同条第 18 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 10 項に規定する認定住宅等（同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

- 3 前条第 3 号に掲げる規定による改正後の山口市税条例附則第 7 条の 4 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第 5 項において「3 号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3 号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。



## 議案第 8 号

山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

### 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

山口市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年山口市条例第 222 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 700 円」を「1 万円」に改め、同号ただし書中「1 万 4, 500 円」を「1 万 5, 000 円」に改め、同条第 3 項中「100 円を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 383 円を、第 3 号から第 6 号まで」を「433 円を、第 2 号から第 5 号まで」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 18 条中「31 万 5, 000 円」を「33 万円」に改める。

別表中「12, 900」を「13, 340」に、「13, 700」を「14, 170」に、「14, 500」を「15, 000」に、「11, 300」を「11, 670」に、「12, 100」を「12, 500」に、「9, 700」を「10, 000」に、「10, 500」を「10, 840」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の山口市消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 5 条第 2 項及び第 3 項、第 1 8 条並びに別表の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた山口市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 9 号

消防ポンプ自動車の取得について

下記のとおり消防ポンプ自動車を取得することについて、山口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年山口市条例第48号）第3条の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

山口市長 伊藤 和 貴

記

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 財産の表示 | 消防ポンプ自動車                                       |
| 2 | 用 途   | 消防活動用  |
| 3 | 取得金額  | 29,150,000円                                    |
| 4 | 取得先   | 宇部市昭和町四丁目11番53号<br>有限会社藤中ポンプ店<br>代表取締役 藤 中 義 久 |



## 議案第10号

### 高規格救急自動車の取得について

下記のとおり高規格救急自動車を取得することについて、山口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年山口市条例第48号）第3条の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

山口市長 伊藤和貴

### 記

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 財産の表示 | 高規格救急自動車                                      |
| 2 | 用途    | 救急活動用   |
| 3 | 取得金額  | 44,000,000円                                   |
| 4 | 取得先   | 山口市小郡本町一丁目1番43号<br>山口トヨタ自動車株式会社<br>代表取締役 齋藤宗房 |



## 議案第 1 1 号

### 山口市立小学校教育用コンピュータの取得について

下記のとおり山口市立小学校教育用コンピュータを取得することについて、山口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年山口市条例第 4 8 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

#### 記

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 財 産 の 表 示 | 山口市立小学校教育用コンピュータ                                  |
| 2 | 用 途       | 小学校教育用  |
| 3 | 取 得 金 額   | 4 7 8 , 5 0 0 , 0 0 0 円                           |
| 4 | 取 得 先     | 広島県広島市中区袋町 4 番 2 5 号<br>株式会社大塚商会広島支店<br>支店長 真 子 健 |



## 報告第1号

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

山口市長 伊藤和貴

### 記

#### 1 専決処分の内容

##### (1) 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和7年10月14日午後8時頃、山口市小郡かぜの丘地内の個人住宅敷地内において発生した公務中の車両による損害事故

##### (2) 損害賠償の相手方

山口市 個人

##### (3) 損害賠償の額

270,600円

#### 2 専決処分年月日 令和8年5月13日



報告第 2 号

令和 7 年度山口市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告  
について

下記のとおり令和 7 年度山口市一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

## 記

## 令和7年度山口市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2 総務費	1 総務管理費	新本庁舎整備事業	102,177,000	102,176,410
		デジタル行政推進事業	5,500,000	5,500,000
		電算システム開発事業	108,189,000	59,822,400
	2 徴税費	固定資産税等賦課事務	1,760,000	1,760,000
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金給付事業	48,000,000	48,000,000
		地域介護・福祉空間整備費助成事業	101,648,000	101,648,000
		後期高齢者医療特別会計繰出金	39,490,000	31,724,000
		障害福祉施設整備費助成事業	48,575,000	48,575,000
	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	136,961,000	131,448,000
4 衛生費	2 清掃費	一般廃棄物最終処分場管理事業	70,200,000	70,200,000
6 農林水産業費	1 農業費	スマート農業推進事業	30,000,000	30,000,000

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
10,276,410			91,900,000		
					5,500,000
				56,247,000	3,575,400
					1,760,000
	48,000,000				
		101,648,000			
				31,724,000	
			38,800,000		9,775,000
	131,448,000				
			70,200,000		
	30,000,000				

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
6 農林水産業費	1 農業費	園芸作物振興事業	370,666,000	370,666,000
		県事業負担金	180,399,000	180,398,800
	3 水産業費	海岸保全施設整備事業	45,600,000	45,600,000
7 商工費	1 商工費	商工業振興対策事業	30,000,000	30,000,000
		プレミアム付商品券発行事業	580,000,000	579,651,384
		安心快適住まいる助成事業	121,000,000	121,000,000
		人材確保企業重点支援事業	20,000,000	20,000,000
		エネルギー価格高騰対策支援事業	60,000,000	60,000,000
		物価高騰対応生活環境支援事業	570,000,000	570,000,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持補修事業	27,238,000	27,237,600
		道路整備計画道路改良事業	25,600,000	15,197,000

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		324,333,000	46,300,000		33,000
17,198,000			163,200,000		800
1,484,000	22,400,000	7,616,000	14,000,000		100,000
	30,000,000				
	579,651,384				
	121,000,000				
	20,000,000				
	60,000,000				
	558,642,000				11,358,000
20,000			27,200,000		17,600
10,000			13,600,000		1,587,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
8 土木費	2 道路橋りょう費	生活道路改良事業	179,000,000	108,344,000
		道路バリアフリー化事業	48,000,000	25,000,000
		橋りょう長寿命化対策事業	154,679,000	74,291,000
		幹線道路関連整備事業	11,000,000	8,890,000
	3 河川費	都市基盤河川油川改修事業	47,000,000	46,982,000
		その他河川改修事業	49,200,000	33,750,000
	5 都市計画費	都市計画基本調査事業	45,420,000	45,419,700
		公園リフレッシュ整備事業	29,100,000	29,100,000
		地籍調査事業	23,740,000	23,740,000
		中園町周辺地区整備事業	53,001,000	36,606,000
		山口市中心市街地周辺地区整備事業	193,700,000	132,070,000

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
236,000	3,994,000		96,300,000		7,814,000
			25,000,000		
	26,719,000		42,800,000		4,772,000
1,000			8,000,000		889,000
	15,500,000	15,500,000	14,400,000		1,582,000
5,000			33,700,000		45,000
					45,419,700
90,000			26,100,000		2,910,000
		17,805,000			5,935,000
2,117,000	15,889,000		18,600,000		
6,848,000	63,622,000		61,600,000		

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
8 土木費	5 都市計画費	新山口駅ターミナルパーク整備事業	26,424,000	26,424,000
9 消防費	1 消防費	避難者対策推進事業	3,559,000	3,559,000
		総合浸水対策事業	42,014,000	42,014,000
10 教育費	6 保健体育費	学校給食運営事業	300,000,000	300,000,000
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	現年発生土木災害復旧事業	272,877,000	112,437,500
	3 文教施設災害復旧費	文化財災害復旧事業	64,480,000	63,380,610

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2,512,000	2,212,000		21,700,000		
					3,559,000
14,000			42,000,000		
	204,000,000	96,000,000			
46,000	20,010,000		92,200,000		181,500
	43,666,000		18,700,000		1,014,610



報告第 3 号

令和 7 年度山口市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告  
について

下記のとおり令和 7 年度山口市一般会計事故繰越し繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項において準用する同令第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

## 記

## 令和7年度山口市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳	
				支出 済額	支出 未済額
2 総務費	1 総務管理費	新本庁舎整備事業	67,805,148		67,805,148

(単位 円)

支出負担行為 予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			説 明
		既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源	
	67,805,148		61,000,000	6,805,148	外構工事において、地中幹線管路の状況が想定と異なり、設計変更に不測の日数を要したことから、工事材料の受注製作製品の納入が遅れたため、連動して施工する植栽整備工事と合わせて令和8年度への繰越しを行うもの



報告第4号

令和7年度山口市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰  
越計算書の報告について

下記のとおり令和7年度山口市後期高齢者医療特別会計繰越明許費  
繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第  
16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

山口市長 伊藤 和 貴

## 記

## 令和7年度山口市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
1 総務費	1 総務管理費	資格・給付事務	39,490,000	31,724,000

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				31,724,000	



報告第 5 号

令和 7 年度山口市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算  
書の報告について

下記のとおり令和 7 年度山口市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

## 記

## 令和7年度山口市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
1 総務費	1 総務管理費	一般事務	80,740,000	59,671,700

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				59,671,700	



報告第6号

令和7年度山口市水道事業会計予算繰越計算書の報告に  
ついて

下記のとおり令和7年度山口市水道事業会計予算繰越計算書を調製  
したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第  
3項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

山口市長 伊藤和貴

## 記

## 令和7年度山口市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	1 施設整備事業	2,579,493,000	1,851,410,382	698,383,000
		2 施設改良事業	590,605,000	132,734,400	68,455,000

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国県補助金	企 業 債	損益勘定留保資金等			
0	520,800,000	177,583,000	29,699,618	0	関係機関との調整等
0	0	68,455,000	389,415,600	0	関連工事に伴う調整等



報告第7号

令和7年度山口市簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について

下記のとおり令和7年度山口市簡易水道事業会計予算繰越計算書を調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

山口市長 伊藤和貴

## 記

## 令和7年度山口市簡易水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	1 施設整備事業	187,261,000	40,139,780	109,393,000

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国県補助金	企 業 債	損益勘定留保資金等			
0	109,300,000	93,000	37,728,220	0	関係機関との調整等



報告第 8 号

令和 7 年度山口市公共下水道事業会計予算繰越計算書の  
報告について

下記のとおり令和 7 年度山口市公共下水道事業会計予算繰越計算書  
を調製したので、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第  
2 6 条第 3 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

山口市長 伊 藤 和 貴

## 記

## 令和7年度山口市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	1 管渠布設事業	2,842,156,000	853,156,551	758,322,000
		2 浸水対策事業	405,354,000	71,979,196	121,498,000
		3 ポンプ場築造事業	243,600,000	73,028,700	22,550,000
		4 処理場築造事業	2,734,260,000	465,660,040	1,377,000,000

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
国県補助金	企 業 債	損益勘定留保 資金等			
174,178,606	570,500,000	13,643,394	1,230,677,449	0	関係機関との調整等
0	118,900,000	2,598,000	211,876,804	0	関係機関との調整等
11,250,000	11,300,000	0	148,021,300	0	関係機関との調整等
695,300,000	681,700,000	0	891,599,960	0	工法変更に係る対応等